

4. 子どものこと

子どもが病気になったときに頼れる人が近くにいません。
預かってくれる施設などはありませんか。



病気のお子さんについては小児科に併設した保育室などで預かってもらうことができます。お近くの施設があれば利用されてみてはいかがでしょうか。

お子さんについての相談窓口なども含めて詳しくみていきましょう！

(1) 市役所・町役場



子どもの養育、育児、しつけ、障害など、子どもについての悩みごとは、お住まいの市役所・町役場にご相談ください。

◆問い合わせ先 P33 ②③へ

(2) 児童相談所



子どもの養育、育児、しつけ、障害など、子どもについての悩みごとの相談を受け付けています。児童福祉司、児童心理司、医師などの専門職員が、子どものあらゆる相談に応じ、助言指導を行うほか、必要に応じて一時保護や施設入所の決定も行っています。

◆問い合わせ先 P35 ⑩へ

(3) 家庭児童相談室



各市福祉事務所に設けられ、子どもに関する家庭の悩みの相談を受け付けています。家庭での子育てや子どもに関する悩み相談に、家庭児童福祉に専門的技術を持つ家庭相談員が対応します。

◆問い合わせ先 P33 ②へ

(4) 児童福祉施設



●保育所、幼保連携型認定こども園

保育所は、保護者が働いているかまたは病気などで、日中、家庭で育児が出来ない場合に利用できます。また、幼保連携型認定こども園は、3歳以上の児童については、保護者が働いている、働いていないに関わらず利用できます。(3歳未満児については、日中、家庭で育児ができない場合のみ)。保育料は、保護者の所得額や子どもの年齢によって決まりますが、幼児教育・保育の無償化により、原則として、3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料が無料になるほか、ひとり親家庭であることで減免を受けることができる場合もあります。

◆問い合わせ先 市町の児童福祉担当課 P33 ②③へ

●乳児院、児童養護施設

いろいろな事情により、やむを得ず家庭で児童を養育できないときに児童を養護する施設です。(乳児院は主に、3歳未満の乳児を養育し、児童養護施設は1歳以上の児童を養育します。)



(5) 病児・病後児保育施設



～病気のお子さんをお預かり～

仕事が休めないのに、子どもが病気で保育園に預けられない・・・など困った経験はございますか？病児のお子さんを小児科医に併設した保育室などで一時的にお預かりしてもらえます。

※ご利用の前に事前の登録が必要です。

佐賀市 ぞうさん保育室(橋野こどもクリニック)

佐賀市高木瀬東 TEL.0952-31-0020

かるがものへや(おおたゆうこ小児科内)

佐賀市木原 TEL.0952-26-4114

ココロ保育園

佐賀市神園 TEL.0952-65-3001

しゅしゅの森保育園

佐賀市多布施町 TEL.0952-77-9576

病児保育ルーム(しらやま保育園)

佐賀市白山 TEL.0952-37-3756

ばれっと保育園

佐賀市水ヶ江 TEL.0952-37-1325

唐津市	病後児保育しろくまくん(NPO法人唐津子育て支援情報センター) 唐津市東城内 TEL.0955-65-7501
	<p>敵木さくらんぼ 唐津市敵木町中島 TEL.0955-58-9724</p> <p>あかみず保育園 唐津市鏡 TEL.0955-58-8722</p> <p>キッズテラス 唐津市鏡 TEL.0955-77-3377</p>
鳥栖市	レインボー保育園 鳥栖市桜町 TEL.0942-84-0120
	<p>パンダ保育園 鳥栖市真木町 TEL.0942-85-8888</p>
伊万里市	病後児保育室すこやか(市民活動支援センター) 伊万里市立花町 TEL.0955-23-2174
武雄市	病児・病後保育施設テトテ(遊学舎武雄こども園敷地内) 武雄市武雄町富岡 TEL.080-4328-2020
小城市	すまいる保育園 小城市三日月町堀江 TEL.0952-37-3725
	<p>ひつじさんの部屋(ひらまつ病院) 小城市小城町 TEL.0952-37-0900</p>
嬉野市	樋口医院 嬉野市嬉野町下宿甲 TEL.0954-43-1652
神埼市	あまりえ保育園 神埼市千代田町餘江 TEL.0952-37-1432
	<p>サールナートこども園 神埼市千代田町境原 TEL.0952-44-3144</p>
吉野ヶ里町	認定こども園さらり 吉野ヶ里町立野 TEL.0952-37-7577
基山町	基山町保健センター 基山町宮浦 TEL.0942-85-9095
上峰町	かんがるー(認定こども園かみみね幼稚園) 上峰町坊所 TEL.0952-52-5073
玄海町	病後児保育わんわん 玄海町平尾 TEL.0955-51-3600
江北町	スマイルルーム(古賀小児科内科病院) 江北町上小田 TEL.0952-86-3890
みやき町	えんぜる(さくらの社保育園) みやき町東尾 TEL.0942-81-6316

(6) ファミリー・サポート・センター



乳幼児や小学生のお子さんをお持ちの方は、子育て中の方をサポートしたい方から保育施設等への送迎や子どもの預かりなどのサポートを受けることができます。

ひとり親家庭等への利用料支援を行っている市町もあります。

※ご利用の前に事前の登録が必要です。詳細については各センターにお問い合わせください。

上峰町 ファミリー・サポート・センター上峰そらめじろ

上峰町大字前牟田107番地2 TEL.0952-37-3494

◆**問い合わせ先** P39 ㊟へ

(7) 就学(就園)援助



子どもの就学や就園のためにお金が必要なときは、母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金、就学支度資金の貸付制度のほか、就学援助制度や奨学金などの制度があります。

◎就学困難な小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒に係る就学援助制度

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者は、学用品等、医療、学校給食の就学援助費の支給または直接給付を受けられます。

◆**問い合わせ先** 市町教育委員会(県立中学校の医療費、学校給食費については各県立中学校)

◎高等学校等就学支援金制度

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金が支給されます。特に、私立高校等においては、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。

◆**問い合わせ先** 高等学校、(国公立)佐賀県教育委員会事務局教育総務課、(私立)佐賀県法務私学課私立中高・専修学校支援室

◎高校生等奨学給付金制度

授業料以外の校納金や教科書代、通学費等の負担を支援するため、低所得世帯等の高校生等の保護者に対して、奨学給付金が給付されます。

◆**問い合わせ先** 高等学校、(国公立)佐賀県教育委員会事務局教育総務課、(私立)佐賀県法務私学課私立中高・専修学校支援室

◎修学困難な高校生等に対する育英資金制度

高等学校等に在学している方で、経済的理由により修学が困難な生徒は、育英資金(奨学金)の貸付が受けられます。

◆**問い合わせ先** 中学校、高等学校、佐賀県教育委員会事務局教育総務課

●佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付制度

仕事をしながら在学している生徒で、経済的理由により著しく修学が困難な場合に、この修学奨励金の貸付が受けられます。なお、正規の課程を卒業したときは、返還が免除されます。

◆問い合わせ先 県内の定時制・通信制高等学校、広域通信課程の高等学校

●私立中学校・高等学校等授業料減免制度

県内の私立高等学校等に通う生徒の経済的負担を軽減するため、家計の急変や被災などにより授業料の納付が困難な世帯は、減免が受けられます。

◆問い合わせ先 佐賀県法務私学課私立中高・専修学校支援室

●私立高等学校等入学金等減免制度

県内の私立高等学校等への進学を後押しするため、所得要件に該当される世帯は、入学金等の減免が受けられます。

◆問い合わせ先 佐賀県法務私学課私立中高・専修学校支援室

●高等教育の修学支援新制度

県内の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に通う生徒の経済的負担を軽減するため、低所得世帯の生徒は、授業料及び入学金の補助が受けられます。

対象者: 機関要件の確認を受けた県内の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に通う生徒

※学校の担当窓口で申請

◆問い合わせ先 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、
(公立等)佐賀県教育委員会事務局教育総務課、
(私立)佐賀県法務私学課私立中高・専修学校支援室

●専攻科の生徒への修学支援制度

県内の私立高等学校専攻科に通う生徒の経済的負担を軽減するため、低所得世帯の生徒は、授業料の補助が受けられます。

対象者: 大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する高等学校専攻科に通う生徒

※学校の担当窓口で申請

◆問い合わせ先 高等学校専攻科、(私立)佐賀県法務私学課私立中高・専修学校支援室

(8) 学習支援ボランティア事業



ひとり親家庭の児童を対象に大学生等のボランティアを活用し、児童の学習支援を行うとともに、児童の良き理解者として学習相談に応じます。

対象者:佐賀県内のひとり親家庭の児童(小学生・中学生)

※実施箇所については、下記にお問い合わせください。

◆問い合わせ先 ひとり親家庭サポートセンター TEL.0952-97-9767

(9) 放課後児童クラブ



就労などで昼間に保護者がいない家庭の児童を預ります。

対象者:保護者が労働等により昼間家庭にいない小学6年生までの児童

※各市町の放課後児童クラブ担当課に登録申請

◆問い合わせ先 P38 ②4へ

